

**第 55 期 第 1 回 熊本地方最低賃金審議会（令和 7 年度第 1 回）
議 事 録**

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 20 日（金） 10 時 00 分～11 時 00 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 1 階 共用会議室
3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、森口委員

（労働者代表委員） 黒木委員、齊藤委員、西委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、浦田委員、原山委員、山下委員

（熊本労働局） 金成労働局長

【事務局】 斉藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- 熊本県最低賃金審議会等の運営について
 - （1）熊本地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出について
 - （2）熊本地方最低賃金審議会運営規程等について
 - （3）実地視察について
 - （4）特定（産業別）最低賃金の改正の申出要件について
- その他

5 議事内容

補佐

ただ今から、第 55 期第 1 回令和 7 年度第 1 回熊本地方最低賃金審議会を開催します。委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

なお、本日の審議会は、第 55 期最初の本審ですので、会長及び会長代理が選出されるまでの間は、事務局で議事を進行します。

まず、定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 3 名、労働者代表委員 4 名、使用者代表委員 5 名で、委員総数 15 名中 12 名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、委員の 3 分の 2 以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることを、御報告申し上げます。

議事に入る前に、本日の資料についてですが、会次第にあります資料目次を御覧ください。資料 1 から資料 11-2 と参考資料を用意しております。それと資料 4 に関連した注釈一覧をお配りしておりますので御確認ください。

資料の不足等がないか確認をお願いします。不足がある場合は後ほどでも結構ですのでお申し付けください。また、皆様のお手元には「令和 7 年度版最低賃金決定要覧」も用意しておりますので御確認ください。資料は以上となります。

次に、公開に関する事項ですが、本審議会は、原則として公開することとなっております。本日は、2社の報道機関様から傍聴と取材の申込がっておりますので御報告いたします。

続きまして、第55期の委員の皆様を御紹介いたします。

お手元の資料1「第55期熊本地方最低賃金審議会委員名簿」を御覧ください。

今期は、資料にありますとおり、第54期の任期満了時の委員から変更はございませんので、この名簿により御紹介に代えさせていただきます。

なお、泉委員、本田委員、花岡委員におかれましては、本日は出席が叶いませんでしたので御報告します。

審議会の委員の任期について確認させていただきます。地方最低賃金審議会の委員の任期は2年間となっております。第55期の当審議会委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっておりますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、事務局においては本年4月1日より賃金室長に清水が着任しておりますので御紹介させていただきます。

室長

賃金室長の清水でございます。

補佐

皆様、よろしく願いいたします。

それでは、1つ目の議題に入らせていただきます。「会長及び会長代理の選出」です。最低賃金法第24条第2項及び第4項の規定により、「会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」こととなっております。事前に開催しました公益委員の打合せで、会長候補に倉田委員が推薦され、また、会長代理候補には本田委員が推薦されています。

それでは、会長の選出を行います。

会長を倉田委員とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

〈委員全員挙手〉

補佐

ありがとうございます。全会一致により、倉田委員が会長に選出されました。

続きまして、会長代理を本田委員とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

〈委員全員挙手〉

補佐

ありがとうございます。全会一致により、本田委員が会長代理に選出されました。

従いまして、会長に倉田委員、会長代理に本田委員の就任を決定させていただきます。

それでは、第55期熊本地方最低賃金審議会会長に選出されました倉田会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

会長よろしく申し上げます

会長

皆様、おはようございます。

本年度でございますが、既に国の方向性というのが示されている中で、国際情勢を見ますと、中東での紛争、あるいはアメリカの関税政策など、不透明な部分もございまして、国内経済への影響というものの見極めが大変難しくなっているなどというのが感想でございます。これに伴いまして、本年の熊本県の岐路につきましても昨年度にまして難しくなるのではないかと予想しております。ただ、先に申し上げましたように、それぞれのお立場はございますが、皆様、熊本県の最低賃金をよりよいものにしていこうという、ここでの気持ちはひとつというふうに思っておりますので、何卒、今年度も御審議に御協力のほどよろしくお願い致します。私からは以上でございます。

補佐

ありがとうございました。

それでは申し訳ございませんが、録音及びカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、以後の議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

会長

それでは早速入ってまいります。議題の2つ目「熊本地方最低賃金審議会運営規程等について」です。事務局から御説明をお願いします。

室長

それでは、資料2-1～2-3までまとめて説明させていただきます。

最初に資料2-1熊本地方最低賃金審議会運営規程を御確認いただきたいと思えます。審議会運営規程は第1条から第10条まであり、審議会の議事に必要な事項が定められています。

第1条は、審議会に関して審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものであることが規定されています。

第2条は、審議会の会議の招集要件、会議の開催通知、会議の招集の委員への通知などが規定されています。

第3条は、特定の事案について調査審議を行うため、小委員会等の設置が規定されています。資料2-2に運営小委員会要領が定められています。後ほど説明いたします。

第4条は、委員のテレビ会議による出席、委員が会議を欠席する際や長期不在における会長への通知が規定されています。

第5条は、会長が会議の議長であること、委員の発言の際は会長の許可を受けると、審議会では委員でない者の説明又は意見を聴くことができることが規定されています。

第6条は、会議の公開・非公開に関することが定められ、第1項に「会議は原則として公開とする」とあります。第1項の但し書きに、「公開することにより、個人情

報の保護に支障を及ぼすおそれがある等の場合には、会長は、会議を非公開にすることができる」規定になっています。

また、第2項で会長が会議の秩序を維持するため、傍聴人の退去を命ずる等の措置が規定されています。

第7条は、第1項で議事録の作成、第2項で議事録及び会議の資料が原則公開であること、但し書きでは、第6条第1項と同様に、会長が議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができること、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し公開することが規定されています。

第8条は、審議会の議決を行った都度、会長は答申書又は議決書を熊本労働局長に送付することが規定されています。

第9条は、最低賃金専門部会及び小委員会の議事運営に関する事項を専門部会長、委員長がそれぞれで諮って定めることが規定されています。

第10条は、規程の改廃は、審議会の議決で行うことが規定されています。

資料2-1については以上です。

次に、資料2-2「熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領」（運営小委員会運営要領）を御覧ください。審議会運営規程第3条に基づき、運営小委員会の議事に関して必要な事項が定められています。

2の審議事項は、運営小委員会では、特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を得るのに必要な事項全般などとなっています。

3の委員会は、運営小委員会の構成（労働者代表委員3人、使用者代表委員3人、公益代表委員5人で組織）、委員は審議会委員から審議会において選出する、委員長を置き会務を総理することなどが規定されています。

4の会議の招集は、労働局長又は労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員各1名を含み3名上の委員から開催の請求があったとき、会長が委員会を招集することなどが規定されています。

5の議事は、審議事項を審議する場合は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議の開催、議決ができないこと、「特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を得るのに必要な事項全般」を決する場合は、全会一致をもって決するよう努めること、「審議会の運営に関する事項全般」を決する場合は、全会一致をもって決すること、決することができないときは審議会に結論を委ねることが規定されています。

6は委員の欠席、7は会議における発言、8は会議及び議事要旨などが定められ、9の報告は、委員長は委員会が議決を行った都度、（審議会）会長への報告、直後の審議会への報告等が規定されています。

10その他は、委員会の議事運営に関して必要な事項の決定、11この要領の改廃を審議会の議決に基づいて行うことなどが規定されています。

資料2-2については以上です。

次に、資料2-3「熊本地方最低賃金審議会・最低賃金専門部会運営規程」（専門部会運営規程）を御覧ください。専門部会運営規程は、専門部会の議事に関して定められたものです。

部会の構成（第3条）では専門部会の委員数は9人とすること、会議の招集（第4条）、委員の欠席（第5条）、会議における発言（第6条）など、審議会運営規程と同じように規定されています。

第7条は、会議の公開・非公開に関することが定められ、審議会運営規程と同じく、第1項で「原則として公開とする」、第1項の但し書きで「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある等の場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる」規定になっています。

第8条は、第1項で議事録又は議事要旨の作成、第2項で議事録及び会議の資料は原則公開であること、但し書きで第7条第1項と同様に、部会長が議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすること、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を公開することが規定されています。

第9条は、部会が議決を行った都度、部会長が（審議会）会長に報告すること、第10条は、規程の改廃は審議会の議決に基づいて行うことが規定されています。

資料2-3についての説明は以上です。

「最低賃金審議会運営規程等について」については以上です。

なお、今年度は改正・変更予定がないことを御報告します。

会長

ありがとうございます。

ただいま室長の方から、運営規定につきまして御説明がありました。何か御質問等ございませんでしょうか。

よろしいですか。それでは今年度の本会の運営につきましても、これらの規定に則り適正に運営していきたいと存じます。よろしく願いいたします。

次に議題の3つ目「実地視察について」です。事務局から御説明をお願いします。

室長

実地視察について説明します。

実地視察についてですが、令和7年3月19日の第54期第16回熊本地方最低賃金審議会において実施する方向で議決いただきましたが、第55期になりましたので、改めて令和7年度も実施する方向でよろしいか審議いただきたいと思っております。

会長

実地視察につきまして実施するかどうかということですが、実施する方向ということではよろしいですか。

〈委員全員 異議なし〉

会長

はい、ありがとうございます。では事業場の選定、あるいは調査方法及び日程につきまして、事務局と私の方で、話し合いをさせていただいた上で詳細が決まりましたら、また皆様に御連絡申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局もよろしくお願いいたします。

次に、議題の4つ目「特定（産業別）最低賃金の改正の申出要件」について事務局からお願いいたします。

室長

特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する申出について説明します。
資料3を御覧ください。

「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機械製造業最低賃金」及び「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」について、すでに今年3月19日に開催した第54期第16回本審において、労働者代表から改正の意向表明がありました。

このうち「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」については、6月27日金曜日まで、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機械製造業最低賃金」及び「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」については、6月30日月曜日までに労働協約ケースによる申出がなされる予定です。

労働協約ケースの場合、昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申で「同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者団体を含む）の全部の合意により行われる申出であること。」が改正に関する申出の要件となっております。

申出に必要な適用労働者数の1/3につきましては、御覧の資料3に記載したとおりでございます。

今後、特定（産業別）最低賃金改正決定の申出書が提出された場合は、事務局で確認を行い、定量的要件を満たしている場合、次回の第2回審議において、労働局長から審議会に対して改正決定の必要性の有無の諮問をさせていただく予定としております。

特定（産業別）最低賃金改正決定に係る必要性の有無については運営小委員会で御審議いただく予定としております。

また、審議の都合上で恐縮ですが、労働者代表委員の皆様におかれましては、先程申し上げました意向表明で示されました申出期日までに特定（産業別）最低賃金の改正の申出を提出いただきますようお願いいたします。

以上です。

会長

ありがとうございました。それでは労働者側は、例年のことではございますが、期日までにどうぞよろしくお願いいたします。

次に、「その他」といたしまして事務局から配布資料の御説明をお願いいたします。

部長

それでは、私の方から資料4から資料11-2につきまして、政府の賃金引上げに向けた動きや対策、また県内の賃上げに向けた動きや支援策、労使関係団体の要望につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まずは資料4を御覧ください。初めに政府の賃上げに向けた動きや対策についてです。先週13日に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」が閣議決定されたところでございます。目次に大きくIからIXまでございますが、本日の資料4につきましては「I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」と「II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進」の部分につきまして抜粋をしたものでございます。

こちらにつきましては、昨年度の実行計画と比べまして賃上げに関係する部分が増えていますので、お時間をいただきまして御説明させていただきます。また、資料の最後に基礎資料を添付しております。こちらにつきましてはいくつか御説明させていただきたいと思っておりますけれども、資料4に関連した注釈一覧というものが基礎資料の目次となっております。

それでは1ページ目を御覧ください。「I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現」の「1. 成長型経済の起点となる実質賃金1%上昇のノルムの定着」を読み上げさせていただきます。

賃上げこそが成長戦略の要である。

新しい資本主義では、これまで、賃上げ・設備投資・スタートアップ育成・イノベーションのための施策に一体的に取り組むとともに、社会全体での賃上げの機運醸成に向けて粘り強く官民連携での取組を進めてきた。

今年の春季労使交渉に向けては、ベースアップを念頭に大幅な賃上げへの協力を呼び掛けるとともに、賃上げ環境の整備に加速して取り組んできた。

その結果、日本経済は、現在、33年ぶりの高水準となった昨年を更に上回り、2年連続で5%を上回る水準となっている春季労使交渉での賃上げ、過去最高水準の設備投資、600兆円を超える名目GDPなど、30年間の長きにわたるデフレ経済から完全脱却する歴史的チャンスを手にしている。

我が国経済は、現在、「賃上げと投資がけん引する成長型経済」へと移行できるか否かの分岐点にあり、この成長型経済を実現するためには、現在の賃上げのすう勢が、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者、地方で働く皆様にも行き渡るように取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要である。

2029年度までの5年間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

この賃上げのノルム（社会通念）の定着のため、今般、「新しい資本主義実行計画」を改訂し、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の実行を通じた中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組む。

と記載されてございます。

基礎資料として3点ございまして、1ページ目「春季労使交渉における賃上げ率の推移」として連合で行われた調査資料がございまして、2ページ目「民間企業設備投資額の推移と官民国内投資目標」を御覧ください。枠内に

- 近年、日本企業による設備投資額は増加を続けており、2023年度は101.8兆円と、1991年度（102.7兆円）から32年ぶりに100兆円台を回復。
- 2030年度135兆円、2040年度200兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。

と記載されてございます。

続いて、3ページ目「賃金と民間設備投資の関係」についてまとめられてございます。枠内に

- 国内投資の増加は、労働生産性の向上を通じて賃金上昇につながる。
- 日本は、設備投資と賃金の両方とも上昇率が低い。

と記載されており、グラフの赤丸が日本の位置を示しています。

資料4の1ページに戻っていただいて、「2. デフレ時代に固定化されたあらゆる制度の見直し」についてです。

日本経済を、賃上げと投資の好循環による成長軌道に確実に乗せていくためには、足元での円安等を背景としたコストプッシュインフレ・物価高への対応を進めるとともに、物価が上昇基調になったことを踏まえ、予算・税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、見直しを進める必要がある。すなわち、国が民間に賃上げと価格転嫁を呼び掛けるだけでなく、今こそ、国が賃上げと価格転嫁の先導役になり、日本経済を絶対にデフレ時代に後戻りさせることのないように、官の取組を進めなければならない。

この観点から、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」において、①働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、②公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、③全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることにより、官側の制度がデフレ時代から長年にわたり変更されずに固定化されていないか、それが成長型経済の実現を阻害することになっていないか、あらゆる角度から総点検し、デフレ時代に固定化されたあらゆる官側の制度の抜本見直しによる我が国のインフレへの対応力の強化を進める。また、官民で消費者のデフレマインドを払拭していく。

というふうに記載されてございます。

次に「3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上」です。こちらについても読み上げさせていただきます。

官が先導役となって我が国のデフレ心理を払拭した上で、我が国が本格的な労働供給制約社会へと突入し、人手不足が深刻化する中であっても、企業・産業の供給力、すなわち、「稼ぐ力」を高めることで、賃上げと投資の好循環の拡大と加速を図る必要がある。

すなわち、我が国のものづくりの強みをいかして、アジアなど成長市場の活力を取り込み、進化した製造業が勝ち筋を追求するとともに、地方においてサービス業等の生産性向上を実現するといった課題の克服が必要である。

このため、刻々と変化する国際経済環境の中であっても、諸外国における政策変更に揺るがされることなく、GX分野での150兆円超の成長志向型カーボンプライシングの制度化、DX分野での50兆円超のAI・半導体産業基盤フレーム、経済安全保障分野でのサプライチェーン国内回帰策など、国内投資について、予見可能性を高め、規制・制度・支援一体で推し進めていく。また、中堅企業の創出・成長加速、新たな勝ち筋となる分野の研究開発・輸出の後押し、PEファンド（プライベート・エクイティ・ファンド：未上場企業の株式への出資を行うファンド）等への成長投資の強化等を通じて、我が国における投資の量と質の双方を大幅に強化する。さらに、地方におけるスタートアップ・エコシステムの形成と創業後の成長促進の観点からの「スタートアップ育成5か年計画」の強化、大学と企業の双方での科学技術・イノベーション力の強化に取り組む。

海外市場と両輪で、我が国の成長のドライバーとなり得るのは、地方に眠る活力である。伸びしろのある地方においてこそ、賃上げと投資の好循環を拡大させることが重要であり、企業版ふるさと納税の制度改善や、大企業やスタートアップの積極的な投資による拠点整備に大胆なインセンティブが働くよう、税制も含めた環境整備に取り組む。こうした取組も含め、様々なアイデアを実現することにより、全国各地での新しい形の企業城下町の形成を一気呵成に進めていく。

同時に、こうした「稼ぐ力」の向上のための取組と併せて、構造的な賃上げのための三位一体の労働市場改革等の人への投資と多様な人材の活躍推進、国民の長期・安定的な資産形成を支援する「資産運用立国」の取組について、手綱を緩めることなく加速して取り組んでいく。

個別の短期的課題には適切に対処しつつ、それがこうした30年ぶりの我が国の構造的な経済回復のチャレンジを停滞させることのないよう、スピード感を持って取組を進める。

と記載されてございます。

続きまして、「Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進」でありますが、ここは関係するところを御説明させていただきます。

まずは3段落目の「特に」からですが、

特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備を通じ、全国津々浦々で物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着させるため、2029年度までの5年間で集中的に取り組む政策対応を「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」の施策パッケージとして以下に示し、政策資源を総動員してこれを実行する。

具体的には、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化、中小企業・小規模事業者の生産性向上、事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化に取り組むとともに、地域で活躍する人材の育成と処遇改善を進める。

取り分け、サービス業を中心に最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種については、業種ごとに生産性向上の目標を掲げ、2029年度までの5年間で集中的な省力化投資・生産性向上を実現するための「省力化投資促進プラン」を強力に実行する。

また、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円と

いう高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

とされており、以下5か年計画の内容が記載されております。

次に4ページの中ほどになります。詳細が記載されております。5つあるうちの1つ目が「1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化」でございます。最初の部分だけ読み上げます。

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

とされております。

その下に「(1) 官公需における価格転嫁策の強化」ということとございます。ここについては割愛させていただきますが、基礎資料集の4ページ目に「中小企業の価格転嫁の状況」がございまして、枠内を見ますと、

○中小企業庁の調査によると、「価格転嫁率 10 割（コストを全て価格転嫁できた）」又は「（コストが上昇せず、）価格転嫁は不要」と回答した中小企業の割合は、2022年3月時点で28.6%であったが、2024年9月時点で47.2%に上昇。

○他方、「価格転嫁率0割（価格転嫁が全くできない）」と回答した企業も比率が減少しているとはいうものの（22.6%→14.2%）、残っており、転嫁対策の徹底が必要。

というふうにまとめられております。その次の5ページには業種別の価格転嫁率が掲載されております。

資料4に戻っていただいて、6ページ目を御覧ください。「(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進」でございます。⑤までございますが、重要なところですので読み上げさせていただきます。

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細

かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。

①中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

中小企業の取引適正化を一層推進するため、中小受託取引適正化法違反により勧告を受けた企業には、行為の内容や中小企業との取引への影響等の観点に留意しつつ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策を検討し、措置していく。

②パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性確保

パートナーシップ構築宣言を行った企業数は本年5月には約7万社に増加し、その全ての宣言企業が、それぞれの受注先の8割以上から価格協議に応じたと評価されている。他方で、業界によっては同宣言が浸透していないことから、取引適正化に関する自主行動計画を制定している各業界団体の役員企業に対して宣言を働き掛けるとともに、生産性向上関連の補助金における加点措置を拡充すること等により、宣言の更なる拡大を図る。また、一部の企業は問題となり得る行為を受注先から指摘されている点も踏まえ、宣言内容に違反する企業の宣言掲載を取りやめ、一定期間、生産性向上関連の補助金における加点措置や賃上げ促進税制の対象から除外するといった対応等により、宣言の実効性確保に取り組む。

③「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活

用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

④に関しましては、現在、労働基準監督署でも賃上げの働きかけと共に、労務費転嫁指針というのを周知しようございますけれども、今のところ厚生労働省より指示は来ていないんですが、この閣議決定を踏まえた上で、その辺の取組みの拡充が指示されるのではないかと思います。

続きまして、

⑤ 官民でのデフレマインドの払拭

我が国でも、この 20 年間で「自分が気に入った付加価値には対価を払う」、「購入する際に安さよりも利便性を重視」といった価格よりも付加価値を重視する消費者は徐々に増加している。小売業・サービス業などでの価格転嫁を進めていくためにも、「良い物・良いサービスには適正な良い値がつく」ということが社会全体の意識として受け入れられるよう、官民で消費者のデフレマインドを払拭していくため、消費者への周知・啓発を行う。

と記されてございます。

次の（３）には中小企業・小規模事業者の知的財産の保護の強化について記載されてございます。こちらについては割愛させていただきます。

続きまして「２．サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上」です。最初の方読み上げさせていただきます。

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の 7 割を支える中小企業・小規模事業者、同じく雇用の 7 割を支えるサービス業で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれる一方で、いまだ十分な省力化投資やデジタル化が進んでいない現状を踏まえ、労働供給制約下であっても中小企業・小規模事業者が付加価値の向上を実現できるよう、本年から 2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、省力化投資・デジタル化投資を通じた、生産性向上を集中的に後押しする。

取り分け生産性向上の必要が大きい「最低賃金引上げの影響を大きく受ける業種」や「人手不足が深刻な業種」について、業種別の「省力化投資促進プラン」を新たに策定した。この中で、業種ごとの生産性向上の目標を設定するとともに、2029 年度までの 5 年間で集中取組期間として、業種の特徴を踏まえたきめ細かな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制の整備に取り組む。

また、成長志向の中小企業・小規模事業者が、自社の付加価値向上のための投資に積極的に取り組むことができるように取組を強化する。

と記されてございます。

この次に「（１）業種別の「省力化投資促進プラン」の実行」がございまして、ここでは

最低賃金の引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる 12 業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

と記載されてございます。

その下にも記載されてございますが、省略させていただいて、その次「(2) 全国的なサポート体制を通じた業種別の「省力化投資促進プラン」の徹底的な伴走支援と業種横断的な支援の充実」でございませう。説明は割愛させていただきます。

「(3) 12業種における省力化投資の具体策」として先ほど申し上げました12業種における具体策が業種別に18ページ目まで記載されてございませう。

続きまして、18ページには「(4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援」が記載されてございませう、その次に「(5) 地域の中小企業・小規模事業者における人材の確保」が記載されてございませうが、説明については割愛させていただきます。

20ページに参りまして、「3. 事業承継・M&A等の中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化」について以下24ページ目まで記載されてございませう。説明については割愛させていただきます。

続きまして「4. 地域で活躍する人材の育成と処遇改善」が(1)から(4)まで、26ページ目まで記載されてございませう。説明については割愛させていただきます。

最後「5. 最低賃金の引上げ」でございませう。読み上げさせていただきます。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

また、EU指令においては、賃金の中央値の60%や平均値の50%が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。最低賃金の引上げについては、我が国と欧州では制度・雇用慣行の一部に異なる点があることにも留意しつつ、これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び上記の施策パッケージも踏まえ、法定3要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」には、中小企業・小規模事業者の生産性向上、官公需の価格転嫁等が定められている。国は、計画を踏まえ、都道府県・市町村が地域の状況に応じてきめ細かな賃上げ環境整備に取り組むことを、様々な政策手段を活用して後押しする。その中で、各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

と記載されており、基礎資料集 17 ページの「海外の最低賃金における指標」というものにも触れられてございます。

長くなりましたが、資料4につきましては以上でございます。

続いて資料5ですけれども、令和7年6月13日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2025」でございます。いわゆる骨太の方針の2025が閣議決定されて、1枚捲っていただきまして、右側に目次がございますが、第1章から第4章までございまして、この資料5につきましては第1章から第2章を抜粋したものでございます。目次を捲っていただきまして、1ページ目に「第1章 マクロ経済運営の基本的考え方」が記載されてございます。ページを捲っていただいて6ページ目以降に「第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現」というものが記載されてございますけれども、ここにつきましては資料4でも説明しました内容が要約されたようなかたちで記載されているとともに、最低賃金につきましては7ページの3段落目から記載されてございますが、資料4と同じ内容が記載されてございます。

続きまして資料6を御覧いただきたいと思っております。ここは県内の賃上げに向けた動きや支援策について御説明したいと思います。

中央で政労使会議が開催されてございますけれども、都道府県ごとに地方版政労使会議を開催しております。昨年度熊本県では、資料6の下の方に記載している構成員及びオブザーバーに御参加いただきまして、本年1月15日に開催いたしまして、最後に共同メッセージを採択したところでございます。メッセージの内容といたしましては黒枠で囲っているところでございます。

続きまして資料7を御覧ください。価格転嫁の円滑化に関する協定書です。こちらは令和5年12月19日に、資料の右側でございます、甲、乙、丙、丁の機関により締結されました。当協定書の有効期間が本年3月31日までになってございましたが、第5条を御覧いただくと、事務局である熊本県において更新手続きが行われまして、有効期間が令和8年3月31日までとされたところでございます。更にただし書きで、「有効期間が満了するまでに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも意思表示がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。」という規定が置かれたところでございます。

このように、引き続き関係機関が連携して、価格転嫁の円滑化に取り組んでいくこととなったところでございます。

続きまして資料8を御覧ください。1枚捲っていただきまして、資料7にも記載がありますが、厚生労働省におきまして賃金引き上げの支援策をパッケージとしてまとめております。その支援策としまして、業務改善助成金だけではなく、雇用関係の助成金に関しましても、賃金引き上げを行った場合における助成や、助成額を加算するという助成金がございます。

たとえば、キャリアアップ助成金の賃金規定等改定コースでは、非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成するものですが、活用例を御覧いただくと、中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10

人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されるということでございます。右側にはですね、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金がございますけれども、これらはですね、賃上げを行った場合の賃上げの加算等が助成金として支給されるというところでございます。

こちらは本省のリーフレットでございますけれども、概要までしか分からないところがございますので、熊本労働局において詳細版を作成することとしまして、活用事例を盛り込むとともに、後ろの方に参考として賃上げ促進税制、さらに最後には、賃金引き上げ特設ページを掲載しまして、熊本労働局版「令和7年度賃金引き上げ支援施策パッケージ」を作成したところでございます。

労使団体等には既にお送りさせていただいております、熊本県下の監督署、安定所においても、説明会等で配布しているところでございます。

続きまして資料9を御覧ください。こちらは厚生労働省におきまして、各都道府県の賃金引き上げ支援施策を取りまとめているところでございますけれども、今年度に入りまして熊本県に確認しましたところ、4つの新しい施策を実施されているということ把握したところでございます。2枚捲っていただいて、熊本県だけを抜粋したものがございます。

1つ目が「熊本県中小・小規模事業者生産性・売上げ向上後押し事業補助金」というものでございます。国・県の補助事業を活用し、生産性の向上と従業員の賃上げに取り組み、かつパートナーシップ構築宣言を行った事業者に対し、補助事業に係る自己負担分の一部を支援するというような内容でございます。

2つ目が「熊本県生産性向上等緊急支援資金」ということで、物価高や人手不足等の経営課題に対応するために生産性向上や事業発展等に取り組む事業者の資金繰りを支援するというものでございます。

3つ目が「シンカ企業創出推進事業」ということで、中堅企業を目指し、成長を志向する企業の稼ぐ力の向上＝企業成長（シンカ）に向け、成長を志向する経営者への経営戦略支援、DX・GXをはじめとした実装支援などに取り組むということで、経営戦略推進事業、実装支援チーム派遣事業、シンカ企業創出推進補助金というものがございます。

最後に「製造業DX推進臨時補助事業」でございます。物価高騰、賃上げ、人手不足等の影響により費用増加に直面している中小企業を対象に、生産性向上と企業業績改善を支援するため、生産現場等のDXに必要な機器整備を支援というような事業でございます。

3つ目のシンカ企業創出推進事業に関しましては現在準備中ということでしたが、それ以外の3つの支援策につきましてはホームページもございまして、本日1つ目と4つ目の分につきましては、参考としてリーフレットを添付してございます。

続きまして資料10を御覧ください。年金制度改正法案が通常国会に提出されてございましたが、6月13日に成立したところでございます。

主な改正内容としましては5項目ございますが、その1つに社会保険の加入対象の拡大がございます。3ページ目を御覧ください。見直し①としまして、短時間労働者の加入要件の見直しがございます。加入要件として、賃金要件と勤務時間数と企業規模要件がございますが、賃金要件と企業規模要件が撤廃されるということになります。賃金要件撤廃につきましては、いわゆる年収106万の壁ですけれども、全国の最低賃

金の引上げの状況を見極めて、3年以内に廃止するというごさいます。企業規模の撤廃要件につきましては、企業規模に応じて撤廃の始期が示されてごさいます。

続きまして資料 11-1 と 11-2 を御覧いただきたいと思ひます。労使団体からの要請、要望等でごさいます。厚生労働省へ提出されたものでごさいます、それぞれのホームページで公表されているものでごさいます。

資料 11-1 でごさいますが、こちらは6月3日に日本労働組合総連合会芳野会長より福岡厚生労働大臣あてに提出された「2025 年度最低賃金行政等に関する要請書」でごさいます。要請項目としまして1から5までごさいます。「1. 地域別最低賃金について」、「2. 最低賃金の引上げに向けた環境整備」、「3. 特定（産業別）最低賃金について」、「4. 最低賃金の履行確保」、「5. 家内労働および最低工賃について」でごさいますけれども、時間の関係から1つ目と2つ目について御説明いたします。

1. 地域別最低賃金について

(1) 労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準に向けた目安額の決定

○ 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。

今年の改定では全都道府県で確実に 1,000 円をクリアし、国際的な最低賃金の流れとして相対的な貧困水準（一般労働者の賃金中央値の 60%など）が重視されていることも念頭におきつつ、中期的に大幅な水準引き上げをめざすこと。

○ この間の中央・地方の審議において地域間額差が大きな論点になっていることを踏まえ、地域間額差の縮小をはかること。

○ 全国的整合性のある地域別最低賃金の決定や地方審議会における円滑な審議を促すという目安制度の重要な役割を最大限發揮するため、公労使で議論を尽くした、説得力のある目安を示すことのできるよう審議会運営をはかること。

○ 地方最低賃金審議会におけるデータに基づく議論のため、都道府県別のデータを充実させること。

(2) 早期発効に向けて

○ 最低賃金引き上げの早期発効は全労働者の利益である。そのため、中央最低賃金審議会への諮問、目安に関する小委員会の開催、および答申の日程設定は、10 月 1 日を軸により早期の発効に最大限配慮すること。同時に、各地方労働局に対しても、中央最低賃金審議会の審議や答申の丁寧な周知とともに、早期発効の趣旨を踏まえた審議会運営がはかられるよう、指導を徹底すること。

2. 最低賃金の引き上げに向けた環境整備

(1) 労務費の上昇分の適切な価格転嫁に向けた対応

○ 中小・零細企業においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者支援策の周知徹底について、関係省庁と連携をはかること。また、現在検討されている「中小企業・小規模事業者の賃金向上 5 か年計画」の施策パッケージについて、関係省庁や地方自治体などと連携しながら早急に実施すること。

(2) 業務改善助成金の安定確保と活用促進

○ 業務改善助成金については、通常の事業の支払い能力を担保・向上させる観点で、安定的かつ十分な予算確保をはかること。また、申請手続きの簡素化や周

知徹底をはかるなどして、より中小・零細事業者が活用しやすい環境を整備すること。

という要請がなされてございます。

最後に資料11-2でございますが、こちらは4月17日に日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の4団体から厚生労働省に提出されました「最低賃金に関する要望」でございます。要望事項は6項目ございますが、地域別最低賃金に係る5項目目までを読み上げたいと思います。

1. 最低賃金に関する政府方針を示す場合には、中小企業・小規模事業者を含む労使双方参加の場での議論を

政府が、経済財政運営の大きな方針を示す中で、目指すべき最低賃金の水準等に言及することは否定しない。しかしながら、最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含め強制力を持って適用されるものであり、これを賃上げ実現の政策的手段として用いることは適切でない。また、政府方針の検討に当たっては、中小企業・小規模事業者を含む労使双方の代表が参加する場で、経済情勢や企業の経営状況を十分に踏まえて議論すべきである。

2. 法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定を

中央最低賃金審議会では、2022年度の審議以降、公労使が三要素に関するデータを元に審議を重ね、各種統計を参照する形で目安額決定の根拠が明確に示されるなど、プロセスの適正化が一定程度図られてきた。こうした取組みが継続され、中央はもとより、地方においてもデータによる明確な根拠に基づく納得感のある審議決定が行われることを強く求める。

地方最低賃金審議会（以下、地賃）においては、中央が示す目安額や隣県との額差を過度に意識し、地域の経済実態を踏まえた議論がなされていないとの声も多く聞かれる。実態を踏まえない最低賃金の引上げは設備投資や全体の賃上げ抑制、雇用の喪失等につながり、却って地域経済の低迷を招く可能性も懸念される。

政府においては、各都道府県の労働局を通じ、地賃におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供などにより支援されたい。

3. 中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を

中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、エネルギーコストや人件費などコスト増加分の価格転嫁が十分には進まず、賃上げ原資は乏しい。自発的かつ持続的な賃上げには、生産性向上などの自己変革による付加価値の増大に加え、労務費を含む価格転嫁の推進により、賃上げ原資を確保していく必要がある。

政府は、最低賃金引上げに対する主な支援策である「業務改善助成金」や「賃上げ促進税制」のほか、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の「賃上げ貸付利率特例制度」をはじめ、補助金・助成金などあらゆる政策を総動員して、生

産性向上を伴う賃上げの取組みを後押しする支援策の拡充を図りたい。とりわけ、人手不足が顕著に厳しい産業分野への重点的な支援を措置されたい。

また、「パートナーシップ構築宣言」の拡大とともに、内閣官房と公正取引委員会が連名で公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の徹底、中小企業組合による団体協約・組合協約を活用した取引条件の改善など、価格転嫁の実効性向上に向けた取組みにより、中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境を整備されたい。併せて、「良いモノやサービスには適正な値が付く」という考え方を、消費者を含め社会で広く共有すべく、周知・啓発に取り組まされたい。

4. 中小企業・小規模事業者の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消を

近年の最低賃金の大幅な引上げにより、非正規・パートタイム労働者が、いわゆる「年収の壁」を意識した就労調整を行うケースが増え、中小企業・小規模事業者の人手不足に拍車をかける結果となっている。現在進められている被用者保険制度の見直しにおいては、企業規模要件や5人以上規模の個人事業所の適用拡大が検討されているが、社会保障の全体的な改革を通じ解消を図るとともに、「年収の壁」問題の根底にある第3号被保険者制度の将来的な廃止について、早急に国民の合意を得る努力が必要である。

併せて、年収の壁を意識しない働き方への支援施策について強化・拡充を図られたい。

5. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間の確保を

例年、地域別最低賃金は、各都道府県の地賃での改定決定後、ほとんどの都道府県で10月1日前後に発効するプロセスとなっている。最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各企業は2か月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業から負担の声が聞かれている。また、年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではなく、原資の確保に向けても各企業の十分な準備期間を確保することが必要である。こうした状況を踏まえ、改定後の最低賃金については、指定日発効等により全国的に年初めまたは年度初めの発効とすべきである。

という要望がなされてございます。

資料4から資料11-2までの説明につきましては、少し長くなりましたが以上でございます。

会長

部長におかれましては詳細な御説明をありがとうございます。

国の賃上げ目標を達成するために様々な支援策が講じられるということかと思いますが、この時点で皆様から、今の御説明に関しまして、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは私から1点だけ確認したいのですが、まだ今後ということですが、詳細は分からないのだと思いますが、資料4の「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改定版」の中に、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合にその都道府県を支援するというお話が26ページにございました。これはまだ出ていないのかなと

思いつつ、わかる範囲で結構ですが、目安額をより上回るような、インセンティブが付くような制度設計が構想されているのでしょうか。

部長

そういった内容が記載されてございますが、具体的にはまだ、こういった内容になるのか厚生労働省からの情報はございません。

会長

ありがとうございます。

賃上げに向けて、国が様々な施策を打ってくださっているというのは非常によく伝わるんですが、何分、具体的な審議に入る際に内容や詳細が分かっていないと、これってどの程度というところも出てくるかと思imasので、事務局としては施策の内容が判明し次第、出来れば早めに御紹介いただければ大変助かります。

どうぞよろしく願いいたします。

部長

承知いたしました。

会長

他になれば、よろしいでしょうか。

それでは次のお話に入っていきたいと思うのですが、昨年度の審議におきましては、TSMC関連の経済波及効果というところにつきましては、それを実証できるような客観的なデータがなかったということもありまして、本審議会においては、これについての判断というのは少し棚上げした上で、議論を進めましょうということでございました。ただ、そろそろ第一工場が稼働して半年程度経ちますので、現状どうなんだろうということを県の方から来ていただいて、当審議会の委員の皆様には御説明をいただければと考えておりますが、この点につきまして委員の皆様いかがでしょうか。

〈委員全員 異議なし〉

会長

ありがとうございます。それでは委員の皆様から御了解をいただきましたので、事務局の方で熊本県の方に依頼と調整をしていただきまして、この点につきまして熊本県から御説明をいただければと思います。

よろしく願いいたします。

他に何か、御意見とか御要望とかございますか。

諏佐委員どうぞ。

諏佐委員

先程、御説明の中にございました価格転嫁対策について、具体的に取り組んでいる公正取引委員会に来ていただいて、公正取引委員会九州事務所が福岡にございますので、その九州事務所の方に来ていただいて価格転嫁対策の取り組み状況と、先ほどの説明の中にも何度か出てきましたけれども、旧「下請法」、今国会で改正法が成立し

て法律名まで変わった、その内容について説明して頂きたいと思います。なお、上下という形で、下に見られる「下請け」という言葉は使わないということで、「中小受託取引適正化法」（略称）というふうに法律名が変わりました。この改正の大きな目玉が、先ほどの説明の中にも出ましたが、十分な協議なくして代金を決定することを禁止するということですので、そういった改正法の内容についても、所管しているのは公正取引委員会ですから、九州事務所の方にいらしていただいて、御説明をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

会長

御提案ありがとうございます。こちらについても御説明をいただいたらどうかという御提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

〈委員全員 異議なし〉

会長

それでは、労使の皆様にも御同意をいただいたということで、先ほどの件と合わせまして、こちらにつきましても事務局の方で調整をお願いできればと存じます。

室長

はい、根拠としましては参考資料にございます最低賃金法第 25 条第 6 項に基づきまして、事務局で調整させていただきます。

会長

よろしく願いいたします。
皆様の方から、他に何かございますでしょうか。
はい、山本委員どうぞ。

山本委員

「熊本県における賃金等の動き」この資料で 29 ページ「女性一般労働者・きまって支給する現金給与額（企業規模 5～9 人）の令和 6 年第 1 位が新潟県ということで、573,300 円と言うことで、男性と比べても随分違いますし、精査が必要なのか、これが実態なのか教えていただけたらと思います。

室長

一旦お預かりさせていただいて、確認させていただいて御回答いたします。

会長

そうですね、ここだけいきなり高いですね。
山本委員よろしいでしょうか。
それでは詳細な御説明を後日よろしく願いいたします。
他はいかがでございましょうか。
はい、齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

事務局のわかる範囲で教えていただければいいんですが、中央の審議会の現在のスケジュール、日程がわかれば教えていただきたいんですが。

部長

中央最低賃金審議会の日程につきましては、今のところ情報はございません。中央最低賃金審議会の諮問も何時かという情報も出ておりませんので、わかりましたら御連絡させていただきたいと存じます。

会長

それではこれにつきましても、よろしく願いいたします。
他に何か皆様の方からございますでしょうか。
それでは、本日の議事につきましては以上で終了とさせていただきます。
最後に金成局長から御挨拶をいただけるということでございます。
金成局長、よろしく願いいたします。

局長

金成でございます。
熊本地方最低賃金審議会委員の皆様におかれましては、第55期の委員に就任いただきありがとうございます。
また、本日は、御多忙にもかかわらず、本審議会に御出席いただくとともに、御審議、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。
本日の御審議で、今年度の熊本地方最低賃金審議会の運営等について確定していただきました。今後、これに基づき審議会の運営を行ってまいります。次回の第2回目の審議会におきまして「熊本県最低賃金の改正の諮問」をさせていただく予定としております。
委員の皆様には、最低賃金の改正審議につきまして、本審、専門部会を併せますと、かなりの開催回数となり、日程的にも御負担をお掛けいたしますが、御審議が尽くされますよう円滑な運営を図ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
本日は、お忙しい中、大変ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。
本日の審議会の議事録及び資料の公開についてですが、いずれも「公開」でよろしいですか。

〈委員全員 異議なし〉

会長

それでは、議事録及び資料については「公開」とさせていただきます。
以上をもちまして、第1回熊本地方最低賃金審議会を終了いたします。
次回の日程につきましては、事務局から御説明をお願いします。

室長

次回の日程につきましては、現時点で中央最低賃金審議会の日程も不明ということもございますので、改めて事務局から案内させていただきたいと思っております。

会長

ありがとうございます。

それでは審議会委員の皆様、本年度もよろしく申し上げます。

ありがとうございました。